

# 「平成22年度山梨県県民経済計算」の平成17年基準への移行について

## ○ 平成17年基準への移行

国民経済計算では、経済構造の変化を適確に反映するため、産業連関表を基に5年ごとに基準改定を行っている。国においては、「平成22年度国民経済計算」で平成17年基準へ移行し、平成13年以降の計数について遡及改定を行った。県民経済計算についても、国民経済計算に準拠して平成17年基準へ移行し、平成13年度以降の計数について遡及改定を行う。

これに伴い、参照年（デフレーター＝100となる年）を平成12年から平成17年に変更した。

なお、基準改定に加えて、概念の変更や推計方法の見直し等を行ったことにより、これまで充分には導入していなかった93SNA 勧告による項目に適合した形となる。

## ○ 主な変更内容

### ① FISIMの導入

金融業の産出額の推計にあたっては、従前は、金融仲介サービスについて、そのサービスを帰属利子として捉え、すべて中間消費として扱っていたが、金融仲介に係るサービスの産出を、国際基準（93SNA 及び08SNA）に適合するように「間接的に計測される金融仲介サービス（FISIM：Financial Intermediation Services Indirectly Measured）」として県内総生産に計測される活動として取り扱う。

### ② 経済活動別分類の変更

経済活動別分類について日本標準産業分類（JSIC）[平成14年3月改定（第11回改定）]及び「平成17年産業連関表」の統合分類を踏まえた見直しを行い、従前の分類における「運輸・通信業」を分割して、「運輸業」、「情報通信業」を新設する。（平成16年度以前は従前の分類を適用）

「情報通信業」には、従前の分類における「通信業」に加え、製造業に分類されていた「出版業」、「対事業所サービス」に含まれていた「情報サービス業」、「対個人サービス」に分類されていた「放送業」等が含まれる。

### ③ 公的部門の分類基準の変更

政府関係諸機関を各制度部門に分類する際の基準となる、①市場性の有無、②政府支配の有無等の考え方について、93SNA 及び08SNA に適合するよう以下のように変更する。

- ・市場性の有無 : 売上高が生産費用の50%を上回っている場合に、市場性を有するとみなす。
- ・政府支配の有無 : 株式を50%以上保有する等の「所有による支配」、又は法令等により役員の任免権を有する「その他の根拠による支配」のいずれかが該当する場合に、政府による支配が存在するとみなす。

（政府関係諸機関の分類については、国民経済計算に準じているため、具体的な機関等については、下記WEBサイトを参照してください。）

### ④ 自社開発ソフトウェアの固定資本形成への計上

生産者が1年を超えて生産に使用するコンピュータ・ソフトウェアについて、従前は中間消費として扱っていた自社開発ソフトウェアを、93SNA に適合するよう新たに固定資本形成の推計対象に含める。

### ⑤ 固定資本減耗の時価評価の導入

従前は企業財務による評価（いわゆる「簿価評価」）による推計値を用いていたが、93SNA に適合するよう、時価評価による推計値を用いる。

基準改定について詳しく知りたい場合は、内閣府経済社会総合研究所 HP

[http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/h17/riyou\\_kakuhou.html](http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/h17/riyou_kakuhou.html)

「平成22年度国民経済計算確報（平成17年基準改定値）」に係る利用上の注意についてをご覧ください。